

◇大阪市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

- 1 施設型給付費に係る利用者負担額等の無償化に関し必要な規定の整備を行うことにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和８年９月１日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部幼保企画課)